



茨城県報

第 1 5 9 0 号

平成16年 8 月 2 日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

大規模小売店舗の変更の届出 (4 件) (中小企業課)	1
農地保有合理化事業規定の変更承認 (農政企画課)	6
種畜証明書の書換交付 (畜産課)	6
道路の区域の変更 (道路維持課)	6
道路の供用の開始 (2 件) (道路維持課)	7
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所 (2 件) (都市整備課)	7
土地改良区役員の就退任 (土地改良事務所)	8
公 告	
予防接種の業務を行う医師 (保健予防課)	9
茨城県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針の変更 (農産課)	9
家畜伝染病の発生及び転帰の報告 (畜産課)	9
県営土地改良事業計画の変更 (2 件) (農村計画課)	10
開発行為の工事完了 (2 件) (建築指導課)	10

告 示

茨城県告示第1119号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労働課に到着するように提出してください。

平成16年 8 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

安全商事株式会社

代表取締役 中 村 清 賢

(2) 住所

水戸市笠原町136番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターアンゼン水戸店

水戸市平須町字新山1828番 4 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
安全商事株式会社	水戸市笠原町136番地 1	中 村 清 賢

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ホームセンターアンゼン	水戸市平須町1828番地	中 村 昭 彦

(3) 変更の年月日

平成16年 7 月 1 日

(4) 変更する理由

営業権譲渡のため。

3 届出年月日

平成16年 7 月14日

茨城県告示第1120号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成16年 8 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社三喜

代表取締役 八木下 眞 司

(2) 住所

千葉県柏市中央町 2 番 8 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンキ龍ヶ岡店

龍ヶ崎市貝原塚町457

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,684m²

(変更後) 3,718m²

イ 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 収容台数 105台

(変更後) 収容台数 174台

ウ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 収容台数 0 台

(変更後) 収容台数 70台

エ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 面積 49m²

(変更後) 面積 109m²

オ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 容量 24 m³

(変更後) 容量 34 m³

カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 8 時

(変更後) 午後 9 時

キ 駐車場の自動車の出入口の位置

(3) 変更する年月日

平成17年 3 月24日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社三喜	千葉県柏市中央町 2 番 8 号	八木下 眞 司

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前10時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時30分 ~ 午後 9 時

(ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 9 時 ~ 午後 7 時

(エ) 駐車場の自動車の出入口の数

3 箇所

3 届出年月日

平成16年 7 月20日

茨城県告示第1121号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成16年 8 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ワンダーコーポレーション

代表取締役 小 林 哲 美

(2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーゲーひたち野牛久店

牛久市下根町字ヤツノ上434 - 1

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) ワンダーステーション牛久店

(変更後) ワンダーゲーひたち野牛久店

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ワンダーコーポレーション	つくば市西大橋599 - 1	小 林 哲 美
株式会社ケースデンキ	水戸市柳町 1 丁目13番20号	加 藤 修 一

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ワンダーコーポレーション	つくば市西大橋599 - 1	小 林 哲 美

(3) 変更の年月日

平成16年 7 月17日

(4) 変更する理由

小売業者の入れ替えのため。

3 届出年月日

平成16年 7 月15日

茨城県告示第1122号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成16年 8 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ワンダーコーポレーション

代表取締役 小 林 哲 美

(2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーゲーひたち野牛久店

牛久市下根町字ヤツノ上434 - 1

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後11時 (一部午後 9 時)

(変更後) 開店時刻 午前 8 時

閉店時刻 午前 1 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時30分～午後11時 (一部午後 9 時)

(変更後) 午前 7 時 3 0 分～午前 1 時

(3) 変更する年月日

平成16年 7 月17日

(4) 変更する理由

小売業者の変更のため

3 届出年月日

平成16年 7 月15日

茨城県告示第1123号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第 8 条第 1 項の規定により次のとおり農地保有合理化事業規定の変更を承認したので、同条第 2 項において準用する法第 7 条第 5 項の規定により公告する。

平成16年 8 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

農地保有合理化事業を行う者の名称	変更を行う農地保有合理化事業規定の名称	農地保有合理化事業の実施区域	農地保有合理化事業の種類	承認年月日
北つくば農業協同組合	北つくば農業協同組合農地保有合理化事業規定	下館市、関城町、明野町、真壁町、大和村における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律 第58号）第 6 条第 1 項の規定により指定された地域）	1 農地売買等事業（貸借事業に限る。） 2 農地信託等事業	平成16年 7月26日

茨城県告示第1124号

家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第 5 条第 1 項に基づき下記のとおり、種畜証明書の書換交付が行われたので、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第 8 条第 2 項の規定に基づき公示する。

平成16年 8 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
平15 北海道15 第40号	種畜の飼養者の住所及び名称の変更	茨城県東茨城郡美野里町柴高 774 - 27 野村 実	北海道帯広市昭和町東 5 線113 番地 オールジャパンプリーダーズサー ビス株式会社
平15 北海道15 第63号	〃	〃	北海道帯広市昭和町西 1 線107 番地 株式会社十勝家畜人工授精所

茨城県告示第1125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年 8 月 2 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 8 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 千葉竜ヶ崎線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北相馬郡利根町大字布川字中3041番 4 地先から 北相馬郡利根町大字布川字中3001番28 地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 26.0	75	
	新	最大 26.0	75	右折レーン設置及び階段架替
		最小 13.9		

茨城県告示第1126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成16年 8 月 2 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 8 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 294号
- 2 供用開始の区間 取手市白山 6 丁目乙587番15地先から
取手市白山 7 丁目乙244番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成16年 8 月 2 日

茨城県告示第1127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成16年 8 月 2 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 8 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 岩瀬二宮線
- 2 供用開始の区間 真壁郡協和町大字小栗7494番から
真壁郡協和町大字小栗7535番まで
- 3 供用開始の期日 平成16年 8 月 9 日

茨城県告示第1128号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、日立市東滑川土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について届出があったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成16年 8 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 理事を退任した者

職 名	氏 名	住 所
理 事	田 尻 忠	日立市東滑川町 2 丁目18番28号

2 理事に就任した者

職 名	氏 名	住 所
理 事	田 尻 久	日立市東滑川町 1 丁目30番10号

茨城県告示第1129号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第 1 項の規定に基づき、花室西部土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について届出があったので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成16年 8 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 理事に就任した者

職 名	氏 名	住 所
理 事	飯 嶋 茂 夫	つくば市花室821番地
"	大 津 榮 二	" " 546番地
"	大 塚 保	" " 571番地
"	久保田 直 好	" 松塚475番地
"	今 野 重 久	" 花室1186番地 2
"	沼 尻 義 郎	" 横町110番地
"	森 英 俊	" 花室1173番地 5
"	山 中 秀 行	" " 548番地
"	坪 内 孝 司	" " 1560番地 3

茨城県告示第1130号

結城郡八千代町大字兵庫309番地の 1 に事務所を置く山川沼土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成16年 8 月 2 日

茨城県下館土地改良事務所長 黒 須 拓 美

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	永 藤 司 郎	結城市大字山川新宿512番地
"	照 内 武	結城郡八千代町大字粕礼76番地の 2
"	渡 邊 秀 雄	結城市大字新宿新田188番地
"	中 嶋 芳 治	結城郡八千代町大字塩本368番地
"	坂 入 勘 一	" " 大字西大山432番地
監 事	稲 葉 常 美	" " 大字下山川192番地
"	小 林 治三郎	結城市大字東茂呂1530番地の 3
"	船 橋 清	" 大字新宿新田236番地
"	小 川 一 治	結城郡八千代町大字塩本538番地

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	照 内 武	結城郡八千代町大字粕礼76番地の 2
"	渡 邊 秀 雄	結城市大字新宿新田188番地
"	中 嶋 芳 治	結城郡八千代町八千代町大字塩本368番地
"	船 橋 清	結城市大字新宿新田236番地
"	坂 入 勘 一	結城郡八千代町大字西大山432番地
"	矢 口 多計夫	結城市大字山川新宿301番地
監 事	稲 葉 常 美	結城郡八千代町大字下山川192番地
"	小 林 治三郎	結城市大字東茂呂1530番地の 3
"	小 川 一 治	結城郡八千代町大字塩本538番地
"	青 木 繁	結城市大字新宿新田97番地の 1

公 告

予防接種の業務を行う医師

茨城県内市町村長が、予防接種法（昭和23年法律第68号）第 3 条又は第 6 条の規定に基づき実施する予防接種（インフルエンザ予防接種は除く）については、自ら設ける場所において実施するほか、次に掲げる場所において予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第 4 条の規定に基づき、公告する。

平成16年 8 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

医 師	医療機関名	所在地
寒河井 博	さくら内科クリニック	土浦市桜町 3 - 14 - 18 さくらメディカルビル 1F

茨城県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針の変更

茨城県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針を平成16年 7 月22日付けで変更したので、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第 3 条第 4 項の規定により公表する。

なお、茨城県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針は、茨城県農林水産部農産課及び各地方総合事務所農業（林）課において一般の閲覧に供する。

平成16年 8 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

家畜伝染病の発生及び転帰の報告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第 1 項の規定により家畜伝染病の発生及び転帰について次のとおり報告があったので、同条第 4 項により公示する。

平成16年 8 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発 生 場 所	発 生 年 月 日	転 帰
ヨ－ネ病	牛	患 畜	1 頭	東茨城郡内原町	平成16年 7月16日	家畜伝染病 予防法第17 条の規定に より殺処分
ヨ－ネ病	牛	患 畜	1 頭	東茨城郡内原町	平成16年 7月16日	家畜伝染病 予防法第17 条の規定に より殺処分

~~~~~

県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営塩田地区土地改良事業（かんがい排水・排水対策特別型）につき計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 8 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営塩田地区土地改良事業（かんがい排水・排水対策特別型）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年 8 月 3 日から平成16年 8 月30日まで

3 縦覧の場所

常陸太田土地改良事務所

~~~~~

県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営塩田地区土地改良事業（ほ場整備）につき計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 8 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営塩田地区土地改良事業（ほ場整備）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年 8 月 3 日から平成16年 8 月30日まで

3 縦覧の場所

常陸太田土地改良事務所

~~~~~

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成16年 8 月 2 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

潮来市上戸字寺後302番 4, 303番 1, 304番 1, 305番 1, 306番 1, 307番 1, 308番 1

2 事業主の住所及び氏名

水戸市千波町2028番 1

茨城トヨペット株式会社

代表取締役 幡 谷 定 俊

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

守谷市本町字城内940番, 同番 2, 941番, 942番, 同番 1, 同番 2, 943番 5, 944番, 945番, 同番 1, 946番, 947番 3, 977番, 同番 1, 守谷市本町字後沼966番, 967番, 973番 1, 974番, 975番, 976番, 978番, 979番, 同番 2, 980番 1, 同番 2, 981番, 982番, 守谷市本町字古城沼5019番, 5020番, 5021番, 5022番, 5023番の一部, 5024番, 5025番, 5026番, 5027番, 5028番, 5029番 1, 同番 2, 5031番の一部, 5032番, 5033番, 5034番, 5035番, 5036番, 5037番, 5038番, 5039番, 5040番, 5041番, 5042番, 5043番, 5044番, 5045番 1, 同番 2, 5046番, 5047番, 守谷市松並字瀬1159番, 1161番 1, 1162番 1, 守谷市松並字古城沼5048番の一部, 5050番の一部, 5051番 2, 5052番, 5053番, 5054番, 5064番の一部, 5073番, 5074番, 5075番, 5076番, 5077番

2 事業主の住所及び氏名

茨城県守谷市大柏950 - 1

守谷市長 会 田 真 一

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)